

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.102

2003.2.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(3月のタイ祝祭日のお知らせ)

祝祭日はありません。

(弊所住居表示変更のお知らせ)

弊所ビルの所有者が変更となり、ビルの名称がそれに伴い変更されました。以下の新住所とりますので、宜しくお取り計らいください。

253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke), Bangkok 10110, Thailand

(ホームページ更新のお知らせ)

更新が遅れ申し訳ありませんでした。弊社ホームページを2月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN.htm>、を更新しました。ご高覧ください。裁判所統計をアップデート致しました。

会員ページで2002年分ニュースを全てアップしました。また、論稿集も2002年に発明通信で掲載された東南アジア通信をアップしました。

(「タイ国知的財産制度」バンコク日本人商工会議所が発行されております。)

2002年7月10日に商工会議所から発刊されました。現地で700パーツです。もしご希望があれば弊所より2100円+送料でお届け致します。また、顧客の皆様へは順次配送しておりますので、弊所よりの発送書類などが到着しましたら同封されているかどうかご確認戴ければ幸いです。

(再信：IPAA, Intellectual Property Alumni Association 事務局の移転について)

2002年11月8日より知的財産同窓会事務局が Siam Square の C&C カンパニーより以下の場所に移転致しました。また、ウェブサイトも開設致しましたので、ご覧下さい。

住所：253, Asoke 22nd. Flr., Sukhumvit 21(Soi Asoke) Klongtoey-Nua, Bangkok, Thailand
Tel: +66-2-664-4393, Fax: +66-2-664-4394

E-mail: ipm@ipaa.or.th Website: <http://www.ipaa.or.th>

Secretary: Ms. Suchada Bandasak

～ 編集者より～

2月中旬に所用で帰国した折、特許審査請求料値上げ問題が巷で話題となっていた。値上げそのものの議論も大切だが、もし許容するのであれば、この時機に政府に言うべき要望は全て出すというプロセスが必要ではなからうか。今の政府手続きが利用者にとって簡便であるとはいえないものがあるはずである。是非、大いに議論するべきではなからうか。

昨年、民間団体の活性化を発明通信社の記事で主張したことがある。現地からの主張として効果的だったのか分からないが、今年に入り急速に政策として取り入れられ始めたような気がする。何事もとにかく現地から主張しないと、現場を離れた日本国内だけの議論で決められた政策は机上の政策となってしまう恐れがある。そこで、思い切って以下のようなアイデアを2年ほど前から暖めて来たのだが、ようやく政府内部で本格的議論がなされているというのを聞き、現場からの論考を起こした次第である。ご意見頂戴できれば幸甚である。

アジアの企業に知的財産管理導入を

～ 「模倣品を出さない」「模倣品を出させない」経営管理標準の早期設立を望む～

「2005年某月某日、アジアのある日系企業から模倣品の被害通報を現地警察当局は受けた。どうもこの企業で以前に取締役をしていた現地人が退社後に設立した企業が模倣品を生産をしているというものだった。設計図はその当時に入手したもので、それをベースに生産をしていた。警察当局は十分な証拠により、知らせを受けてその経営責任者である前取締役を逮捕し、その模倣品を押収。だが、裁判では懲役となったが執行猶予付きで、罰金は初犯のためそれほ

ど高額ではなかった。

その後、ISO の某認定審査機関が、別途、この日系企業の定期検査を実施した。この日系企業での秘密取り扱い規定が不備だったという事実が発覚した。そこで、某認定機関は以前取得していた ISOIPR (ISO の知的財産管理規定) の認定をその企業から剥奪処分した。この剥奪により、現地国の税制優遇措置 (アジアの国では法人税免除などが行われている) は政府投資委員会より即刻停止された。もちろん、政府からの輸出承認も同時に取り消され、輸出取引先より総じて取引停止となり、この某日系企業は廃業に追い込まれた。」

読者諸氏に分かりやすい形で知的財産管理 ISO 化の将来像を私なりの解釈で現地でどのように取り扱われるかを描いてみた。昨年秋から始まった経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会経営・市場環境小委員会で知的財産管理が標準として日本工業規格として取り込むことができるかどうかについて審議検討されている。この検討結果、幾つかの指針が作成されることになり、最近になって JIS や ISO となるスケジュールが見え始めて来た。この課題は、当地タイで活動する知的財産分野の職業人として絶大な声援を送るものである。恐らく「知的財産戦略を標準化するのか」という議論があるかもしれない。「企業経営の自由競争を阻害するのか。」という意見も聞こえて来よう。が、しかしである。別段戦略そのものを標準化することもなく、かつ企業経営ノウハウが蓄積されている分野であるため、最小限要求という形で指針作成という路線が最も現実的である。アジアで声高に「知的財産権を尊重しよう。」とか「警察や裁判に働きかけをしよう。」とか叫んでも、私から見れば「大いに諦め」なければならないのが現状である。それも日系企業を相手にしていても、本国日本国内よりも関心はなはだ薄い。先日も NHK テレビで「中国では知的財産を尊重しないため、技術がどんどん流出してしまう。」と中国人の専門家が語っていた。これでは対策の立てようが無い。この知的財産分野での啓蒙普及、人材育成という長期的な処方箋は当然必要だが、何よりももっと短期的処方箋が今現実問題として必要なのではなからうか。

企業経営を取り巻く規則の中に、法律や政府ガイドラインなどの現地政府が関与する規則と、国際的に統一がとれた規則がある。ここで注目されているのは、ISO という国際的民間団体が制定する標準である。この中で特に 9000 シリーズと呼ばれる一連の標準がある。

日本品質保証機構のサイトには以下の説明が載っている。

「 http://www.jqa.jp/06manage/01_iso9000/iso90.html より、

ISO9000 ファミリー規格とは

ISO (International Organization for Standardization : 国際標準化機構) は、 “ 製品やサービスの国際交易

を容易にし、知識・科学・技術・経済の分野での国際協力の進展を支援する、および規格の標準化の促進に資するため”に設立されました。

ISO9000 ファミリー規格とは、組織が顧客の要求事項および法的・公的規制要求事項を満足する製品・サービスを継続的に供給するために、必要な品質マネジメントシステムを備えており、かつ、その実施状況が適切であるか否かをチェックするための、いわば物差しの役割を果たすものです。

ISO9001:2000 年版は、あらゆる業種に利用できるように柔軟性のある規格になっています。これは、公的部門（官公庁等）、民間部門（民間企業／組織体）の組織の規模にかかわらず適用できる規格のみならず、工業、サービス、ソフトウェア、その他諸分野の各ユーザーにも適用できる規格です。また、規格が要求している用語通りではなく、企業がビジネス活動のために必要と考えること（企業にあった記述、企業規模に応じたシステム）を積極的に取り入れることが可能となっています。

」

当に途上国の企業が先を争って取得しようとする標準がこの ISO9000 である。なぜなら、この標準が取得できなければ、輸出承認を得ることもできなければその品質にまでも疑いがかかるという、いわば現地企業経営にとって踏絵的存在となっているのである。そのため、当地タイにある工業団地（現在 4 1 ヶ所）にはほとんどの工場では会社名表札よりも大きく ISO9000 と書かれた看板を掲げている。極端な例ではこれにネオンまで点して企業広告となっているのである。もし、この標準に経営管理の一つの指針として、最低限の知的財産管理の基準を設け、「報奨制度は適正か。」「会社を退職した人間についての秘密保持規定は適正か。」「不正商品を発見した場合の迅速な社内手続きや現場へのフィードバックは適正か。」「社内に知的財産管理オーディターを設けているか。」という幾つかの基本的管理基準を設け、直接的間接的に「不正商品を出さない工夫。」「不正商品を出させない工夫」を標準の中に盛り込んだら、一気にアジア企業において知的財産管理の啓蒙普及が図れるという特効薬のような処方箋である。つまり、各企業からの自助努力によってボトムアップ的に不正商品対策を行うことは無論重要であるし、もぐら叩きのような対策も当然やらなければならないが、トップダウン的に標準から入って半ば強制的に各企業に知的財産管理を浸透させるという強権的やり方が非常に効果的なのではなかろうか。

現在、日本政府は経済産業省で JIS の改訂検討から始めている。この最終的な効果は ISO となって初めてアジアの企業で効果を生むものである。あくまで最小限要求とはなるものの、知的財産管理導入後は企業経営ノウハウによるさらに高度化した知的財産管理が可能となる。平成 15 年度に日本政府は民間人材を実際に現地に派遣し、各種活動を現地民間団体と共に繰り広げる予定であると聞く。これらの施策と連動させながら、早期に標準実現を図るようスピード感のある実施を是非期待し不正商品対策の決め手としたいものである。

～台湾、海賊版商品の現状～

台湾では、海賊版DVDの映像の中に“Come and catch me, Chen Ding-nan!”というChen Ding-nan 法務大臣への挑戦とも取れるサブクレジットが表示されるなど、政府と海賊版商品製造者との戦いが続いている。台湾のナイトマーケットでは、封切り前の最新映画のVCDやDVDが100台湾ドルで手に入る。知的財産庁のLu Wen-hsiang 副長官は、海賊版商品製造業者の多くは、新聞に違法商品の広告を折り込むという手段を取っていると思われるが、広告の折り込みを請け負った新聞販売店側も共犯として告発されるということに注意して欲しいと述べている。政府は反海賊版商品キャンペーンの一環として、押収したディスク製造機械を保管する倉庫を用意しているが、現段階では当局は機械を封印するだけで、発見場所に放置したままである。また昨日未明、台中の違法VCD製造工場の捜索が行なわれ、4人が逮捕され、1万6,000点のコピーVCDが押収されている。アメリカ通商代表のJoseph Papovich 補佐官は昨年10月に台湾を訪れた際、台湾の海賊版CDとDVDの製造、輸出はアジアの中でも際立っており、世界的に見ても海賊版商品の製造大国の一つであるとコメントしている。(2003年1月15日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで“.sg”の商標出願に異議申立の可能性～

Singapore Network Information Centre(Sgnic)が、1999年9月シンガポール知的財産庁に行なった“.sg”の商標出願について、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers(Icann)やインターネットプロバイダーのStarHubが異議申立を行う可能性がある。Sgnicは、Icannが案件を再調査し、世界中の政府機関代表からなる政府諮問委員会(Governmental Advisory Committee)と協議できるよう、異議申立の2ヶ月間の期日延長を認めている。StarHub社に対しても、商標問題について調査中であり、異議準備を行うべく2ヶ月間期限延長を認めた。“.sg”の商標登録が認められれば、ドメイン名が商標として認められた世界初の事例となる。(2003年2月5日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで偽ゴルフクラブ販売者に罰金～

昨日、日本のゴルフクラブ製造メーカー、Seiko Corporationは同社の模倣品を販売していたとして、スポーツ用品販売店Chuan Leong Enterprisesを提訴した。下級裁判所では、同店が“S-Yard”の商標を使用した模倣品を販売したとして、商標法第49条に基づき、1万2,600ドルの罰金を科した。陳述書によれば、2001年7月2日、Seikoが依頼した私立探偵が客を装い同店へ出向き、S-Yard U-11シリーズのウッド3本、アイアン9本、sand wedge、pitching wedge各1点とパター1本、カバー3点とゴルフバッグを1,500ドルで購入した。本物は5倍の7,700ドルする。当局によれば、上海では同様の模倣品を400ドルで購入す

ることができる。商品入手後、

Seiko の Tan Choon Seng 代表がテストを行なったところ、Seiko 製又は Seiko のライセンス商品ではないことが判明したとのことである。(2003 年 2 月 6 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアで Chow Yun Fat 主演ハリウッド映画の海賊版 V C D 早くも販売～

マレーシアでは、香港の俳優 Chow Yun Fat 主演のハリウッドアクション映画“Bulletproof Monk”の海賊版 V C D が、封切り 4 ヶ月前から 5 リンギで販売され、関係者は衝撃を受けている。Jone Woo プロデュース、制作費 5,200 万ドルの今作品は 4 月 16 日より世界的に封切られる予定で、未だ生産後処理段階であると Malay Mail 紙が報じている。アメリカの Motion Picture Association の担当官は極東の犯罪組織とハリウッドの関係者がハリウッドの M G M スタジオで上映された作品をコピーしたものと思われると語っている。マレーシアの配給会社はこの作品を早めに封切るように交渉しているという。(2003 年 1 月 12 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイのショッピングモール経営者が海賊版商品撤廃期限の延長を要求～

昨日開かれた Wattana Muangsuk 商務省副大臣との会合において、ショッピングモールの経営者は、政府がショッピングモールに対して海賊版商品の撤廃を求めた件について、誰が違法商品を販売しているか見分けるのが難しく、政府が定めた 2 月 1 日という期日までに海賊版商品を撤廃するのは難しいと述べた。警察当局は来週からショッピングモールの調査を開始し、著作権や知的所有権法を侵害していると思われる商品について初期警告を与える。これに対して経営者は、法律に違反しているテナントが 1、2 店だけだった場合、直ちに刑罰を科すのは止めて欲しいと要請した。ただし、違反しているテナントが半数を超えた場合、問題を認識し、刑罰を受け入れるとしている。ショッピングモール、「パンティッププラザ」を運営する Chaiyapong Poo sunthornsri 氏は 3 万平方メートルある敷地のうち、10%は D V D、V C D、C D などを販売する業者に賃貸しているとし、その中には模倣商品を販売する業者も多いことを認めている。同氏は、賃貸契約の破棄が原因で提訴されることのないよう、捜査当局に対しテナントとの契約を破棄する際に利用できる文書を作成するよう求めている。パンティッププラザには 60 店以上のテナントがあり、又借りしている露天商は数百にも及ぶ。テナントのうち約 50 店は 30 年の長期賃貸契約を結んでおり、契約は後 10 年以上続く。残りのテナントは 10 年の賃貸契約を結んでいる。パンティッププラザは政府により海賊版一掃計画の対象とされた 12 地域の一つ。この他には Fortune Town, Tawana Plaza, Mahboonkrong, Seacon Square, Zeer Rangsit, Future Park Rangsit and Bang Khae, Patpong Road, Sukhumvit Soi 3 to 15, Klong Thom, Saphan Lek がある。

(2003年1月10日、バンコクポスト)

～タイの印刷業者、タイ文字フォントへの使用料支払いを拒否～

Trigger社が自社のPSLフォントについて、出版社、広告代理店、印刷会社、垂れ幕製造業者などの使用者に対し著作権使用料を求めている問題で、タイ印刷協会(Thai Printing Association)は昨日、PSLフォントが1994年著作権の保護対象となるか最高裁の判断を求める姿勢を固めた。Trigger社は、昨年11月に知的財産及び国際取引裁判所がアユタヤの企業が同社の権利を侵害していると判決して以降、権利を主張して来た。タイ印刷協会コンサルタントのThana Benjathikul氏は判決ではこの種の事柄がタイ著作権法の保護対象になるとは明言しておらず、また、下級裁判所の判決は最高裁が判決を出すまで、判例としては使用できないと述べている。タイ弁護士会(Law Society of Thailand)の事務局長も勤める同氏は、タイフォントを知的財産として保護するのは未だ明確な基準がなく、エンドユーザーは著作権使用料を要求されていないと語っている。しかしながらタイ印刷協会のKriengkrai Thiennukul会長は会員に対し、法的措置を取るならば著作権料を支払うか、Trigger社のフォントを使用するのを止めるよう勧めている。同会長は、仮にTrigger社が著作権料を支払わないエンドユーザーに対し法的措置を取れば、エンドユーザーの反感を買うことになるだろうと警告している。これに対しTrigger社のマネージングディレクターのSakda Darawan氏は、最高裁に同社のフォントが保護に値するかどうか決断を仰ぐつもりはないが、エンドユーザーに対して協力を求めて行くとの構えを示した。同氏はTrigger社のフォントが印刷広告の90%に使用されているとし、使用料を払うのが嫌なら、同社のフォントを使用しなければいいとコメントしている。同氏によれば、同社のフォントが海外で著作権法上保護されるかどうかは疑わしいが、英語のフォントの場合、そのフォントを使用販売しているコンピューター会社は著作権使用料を支払っているという事である。(2003年1月29日、バンコクポスト)

～タイ企業の知的財産への関心～

会社が借入れを行なう際、知的財産を担保として使用することに首相が言及して以来、タイでも知的財産の重要性への関心が高まっている。しかし統計を見る限り、タイ企業の知的財産から得られる財務利益についての関心はまだまだ薄い。(社)発明協会・アジア太平洋工業所有権センターの知的所有権研修コースにおいて、國枝高羽講師は、特許保護は国際市場でビジネスをする上での第一歩であるとし、製品を輸出する中小企業は、あらゆる市場において自社の権利の保護に関心を示すべきであると語っている。日本の産業界では特許は重大な関心事で、2001年日本特許庁に出願された43万9,000件のうち、35万件が日本企業によるものだった。通常特許登録されるのは出願の半数ほどで、出願のうち27万

件は意匠登録を求めるものである。これに対しタイでは、2000年の特許出願は5,049件、意匠出願は2,697件であり、登録となったものは10%に満たない。1999年は特許出願5,176件、意匠出願1,721件、1998年は特許5,071件、意匠1,338件、1997年は特許5,394件、意匠1,224件、1996年は特許4,558件、意匠960件であった。登録件数は、2000年特許416件、意匠328件、1999年特許392件、意匠206件、1998年特許723件、意匠452件、1997年特許706件、意匠425件、1996年特許884件、意匠471件であった。(2003年2月12日、バンコクポスト)

～タイでコピー商品取締りの新規則～

商務省の Wattana Muangsuk 副大臣は、知的財産保護のため新しい規則を通達する予定であることを明かした。知的財産関係の事件の場合、以前は知的財産所有者からの訴えがなければ、警察は取締りができなかったが、新しい規則では告発がなくても、違法CDROMの販売者を取締ることができるようになる他、違法商品の販売者を逮捕した警察官には、報奨金が与えられる。商務省は管理対象商品リストと警察官の報奨金について今月中に発表を行なう。Wattana Muangsuk 副大臣は、CDROMが管理対象商品となれば、警察は違法車両を摘発するように、コピージャケットを1枚発見しただけでも販売者を告発できるとコメントし、違反者には5年の禁固刑と10万バーツの罰金を科すことも有り得ると示唆した。知的財産局の Yanyong Phuangrach 局長は、今後議会等と協力して案の修正を進める予定で、法が完全に出来上がるのは数ヶ月先になる見込みであると語っている。(2003年2月19日、バンコクポスト)

～タイ他計8カ国でMPAが反コピー商品キャンペーン実施で懸賞金～

アメリカの映画及びテレビ番組の製作配給会社7社(Sony Pictures Entertainment, Walt Disney, Paramount Pictures, Twentieth Century Fox Film, Universal Studios, Warner Bros and Metro-Goldwyn-Mayer Studios)から成る Motion Picture Association(MPA)は、“Anti-Piracy Year in Asia”と銘打った反コピー商品キャンペーンをタイの他、韓国、マレーシア、シンガポール、インドネシア、台湾、フィリピン、インドの計8カ国で展開する。MPAでは、違法DVDを製造している工場の閉鎖に繋がる情報の提供者に対し、15万ドルの報奨金を準備しており、一件当たりの報奨金は最高で1万バーツ程度になるとのことである。MPAの調査では、コピーディスク、カセットにより毎年30億ドルの利益が失われている。この中にはインターネットを介したコピーは含まれていない。昨年MPAメンバーの活動により、700万点の違法DVDが押収されたが、そのうち87%がアジア太平洋地域で押収されたもので、これは6億4,200万ドルの損失に相当する。MPAでは、イギリスで昨年押収されたDVDのうち61%がマレーシアから、

3%がタイから持ち込まれたものであることを指摘し、コピー商品の輸出国となりつつある 8 ヶ国で同時期にキャンペーンを行なうことの意義をアピールしている。この報奨金キャンペーンは昨年香港で初めて行なわれ、1999 年 35%であったコピー商品の割合が昨年は 25%まで減っている。コピー商品販売業者の数も 1999 年の 1,000 店から昨年は 100 店まで減少した。(2003 年 2 月 20 日、タイネ-ション)

～タイで M P A と商務省が反コピー商品活動を実施～

アメリカの Motion Picture Association(M P A)がタイを含むアジア 8 カ国で反コピー商品キャンペーンを展開する。このキャンペーンでは V C D に比べて、製造工場は摘発が非常に難しく、ビジネスの可能性も大きい D V D の海賊行為に重点を置くことになる。この地域のコピー D V D 製造工場は 1999 年 21 ヶ所だったのが 2002 年には 50 ヶ所と急増している。M P A は産業全体にコピー商品が占める割合と損失額について、以下のように推測している。オーストラリア 8%、3,400 万ドル、中国 91%、1 億 6,800 万ドル、香港 25%、2,900 万ドル、インド 60%、7,500 万ドル、インドネシア 90%、2,800 万ドル、日本 8%、1 億 1,000 万ドル、韓国 25%、2,700 万ドル、マレーシア 75%、4,200 万ドル、ニュージーランド 8%、400 万ドル、パキスタン 95%、1,200 万ドル、フィリピン 80%、3,000 万ドル、シンガポール 15%、800 万ドル、台湾 44%、4,200 万ドル、タイ 70%、2,600 万ドル、ベトナム 100%、700 万ドル、合計 6 億 4,200 万ドル。一方、タイ商務省でも来月から反コピー商品対策に以下の政策を施行すると Wattana Muangsuk 商務省副大臣はコメントしている。ディスク製造機械の輸入を許可を受けた業者のみに限る。C D は政府の管理対象商品となり、製造業者は当局に製造予定量を通知しなければならない。販売店やカラオケ店などの娯楽施設が楽曲を販売したり使用する場合には、レコード会社の許可を取らなければならない。コピー商品の取締りに参加した担当官に報奨金を与える。警察の統計では、昨年 1,600 件のコピー商品事件があり、30 件は 5 億バーツ相当額の押収品がある大きな事件であった。(2003 年 2 月 20 日、バンコクポスト)

～タイでインターネットによる著作権侵害行為が深刻～

音楽や映像の著作権侵害行為が蔓延しているタイで、インターネットを使った新たな侵害行為が問題化している。Thai Entertainment Content Trade Association の Piset Chiyasak 氏はインターネット利用者の増加と並行して、侵害行為も増加していると指摘する。National Electronics and Computer Technology Centre (N e c t e c) によれば、タイのインターネット利用者は 354 万人おり、そのうち 42%が音楽をダウンロードしている。Piset Chiyasak 氏は Thai Entertainment Content Trade Association がインターネットプロバイダーと協力し、24 のウェブサイトを閉鎖させたと語っている。同氏は昨年インタ

ーネット上の侵害行為が倍増したことに言及し、海外のレコード会社を代表する立場から、タイのエンターテイメント会社にも自社の財産を保護するよう呼びかけている。(2003年2月21日、バンコクポスト)

～タイの大手レコード会社がコピー商品撲滅政策強化を要求～

タイ最大のレコード会社 GMM Grammy の Paiboon Damrongchaitam 会長は、政府のコピー商品撲滅政策を歓迎しつつも、コピー商品の販売を黙認しているショッピングセンターの所有者の取締りの更なる強化を求めた。ショッピングセンターの経営者は商務省によって定められた2月1日までに、店舗からコピー商品を一掃することになっていたが、未だ不正取引は衰えを知らない。Paiboon Damrongchaitam 氏はコピー商品対策として、合法商品の価格を下げるよう音楽著作権所有者に呼びかけている。しかし GMM Grammy では、2001年8月にCDの価格を150パーセントに値下げして以降、再値下げを行なう予定は当面ない。取締りの結果同社の製品の売上が伸びるようであれば、再値下げも可能であると Paiboon Damrongchaitam 会長はコメントしている。また同氏は、政府のコピー商品撲滅政策において、コピー商品を没収した担当官に報奨金が支払われることが予定されているが、金額については一枚当たり4～10パーセント程度で政府と業界が協議中であることも明かしている。(2003年2月21日、バンコクポスト)

～ベトナムでアルコール飲料の模造品が大量に販売～

ベトナムでは昨年、1万本以上のアルコール飲料の模造品が押収されたと貿易省市場管理局では発表しているが、この数字はほんの一部で実際にはもっと多くの模造品があるという意見もある。Remy Martin、Hennessy、Johnnie Walker といった外国ブランドや地元の人気ブランド Lua Moi がよくコピーされている。ベトナムの平均所得は年間640万ドンであるが、Johnnie Walker Black Label は一本27万5,000ドン、Hennessy は135万ドンという高額で販売されている。模造品はベトナム以外に中国、カンボジア、ラオスなどの近隣諸国でも生産されている。これらは非常に精巧に出来ていて、当局の係員でも本物と偽物を区別するのは難しいとのことである。ベトナムでは1999年に、輸入されたリキュールやワインに国税局が発行した印紙を貼るよう命じる政策を施行したが、違反業者が本物のボトルから印紙を剥がし、偽物のボトルに付け替えるという行動に出たため、効果が上がらなかった。(2003年1月29日、バンコクポスト)

～中国で著作権侵害に画期的判決～

カラブロックで有名なデンマークの Lego 社が、中国の高等人民裁判所で行なわれた著作権侵害を巡る裁判で勝訴した。これは画期的な判決であると Lego 社はコメントしている。

これは中国の法制度が工業デザインや応用美術の著作権保護を支持した初めてのケースであると、デンマークの Billund 社はウェブサイトに見解を載せている。Lego 社によれば、同社は同社玩具の特性 53 点をコピーしたとして、1999 年中国企業を提訴した。裁判所は 33 要素について著作権保護対象であるとし、中国のデザインによって侵害されていると判決した。この中国企業には、類似品の製造の中止と、破棄処分するため当該玩具の裁判所への提出の他、「Beijing Daily」紙への公式謝罪文の掲載と Lego 社への金銭的な補償も命じられた。(2003 年 1 月 22 日、バンコクポスト)

～ 中国で任天堂の海賊版ゲームが大量に押収 ～

先月中国南部の工場で行なわれた捜索により、任天堂の海賊版ゲームが 30 万点押収されたと同社は発表した。この中には発売後数週間しか経っていないものも含まれていた。中国は任天堂の海賊版ゲームの主要生産地であり、これにより任天堂は昨年 6 億 4,900 万ドルの売上を損失したと同社は語っている。1 月の捜索で押収されたゲームその他の商品は、昨年 1 年間の 135 回の捜索で押収された 100 万点の約 3 分の 1 近くになる。この捜索は任天堂の調査に基づき、警察ではなく、中国商務省の担当官により行なわれた。任天堂によれば、これまで任天堂の侵害事件において刑事罰を科された例はないが、昨年 1 年間に科された罰金は計 8 万ドルであった。1 月の捜索、及び昨年の捜索のほとんどは広東省で行なわれたものである。International Intellectual Property Alliance によれば、2000 年中国の娯楽、コンピューターなどの商品の著作権侵害行為により発生した損失は約 9 億 7,900 ドルと見られる。(2003 年 2 月 19 日、バンコクポスト)

～ フィリピンをアメリカ商務副長官が訪問 ～

アメリカの William Lash 商務副長官が昨日マニラ郊外のショッピングモールを訪れ、フィリピン政府のコピー商品撲滅対策が不十分であることにショックを受けたと語った。マニラ郊外 San Juan 地区にある Virra Mall はコピー商品の販売で有名で、いかに簡単にコピー商品が手に入るかを知らせたかったと同副長官は語っている。(2003 年 1 月 12 日、シンガポールストレイトタイムズ)